

履歴事項全部証明書

大阪市 [REDACTED]
一般財団法人 都大阪休眠預金等活用団体

会社法人等番号	[REDACTED]
名称	一般財団法人 都大阪休眠預金等活用団体
主たる事務所	大阪市 [REDACTED]
法人の公告方法	電子公告により行う。 https://minto-o.wixsite.com/home
法人成立の年月日	平成30年9月11日
目的等	<p>目的 この法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号。以下「活用法」という。）第8条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であって、これが成果を取めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの（以下「民間公益活動」という。）に活用されることを目的とし、もって日本の公益に資することを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. この法人は、上記の目的を達成するため、活用法第20条に規定される指定活用団体（以下「指定活用団体」という。）への指定を申請し、指定を目指す事業を行う。 2. 内閣総理大臣から指定活用団体として指定された後においては、同法第21条に掲げる業務を実施するための以下の事業を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 助成等の実施に必要な資金について助成又は貸付けを行う事業。 (2) 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付けを行う事業。 (3) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究を行う事業。 (4) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動を行う事業。 (5) 前各号に掲げる業務に附帯する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
役員に関する事項	評議員 中野 秀 男
	評議員 堀 井 良 殷
	評議員 三 木 秀 夫
	[REDACTED] 代表理事 出 口 正 之

	理事 池内啓三
	理事 金井宏実
	理事 出口正之
	監事 島田牧子
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、理事、監事又は評議員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
非業務執行理事等の法人に対する責任の限度に関する規定	当法人は、非業務執行理事等との間で一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
登記記録に関する事項	設立 平成30年 9月11日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

平成30年 9月18日

大阪法務局
 登記官

片山勝也